

令和7年度募集

茨城県市町村職員共済組合 組合員の皆さまへ

家族も自分も安心できる未来への備えとして…

介護・認知症サポートプランのご案内

医療基本特約・介護一時金支払特約・軽度認知障害等一時金支払特約・
認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）セット団体総合保険



募 集 期 間

令和7年6月2日(月)から6月20日(金)まで

申 込 方 法

加入依頼書・告知書・保険料口座振替依頼書を
各所属所共済組合事務担当者までご提出ください。

保 険 期 間

令和7年8月1日午後4時から1年間

保険料の払込方法

令和7年10月から毎月指定口座より引落とし（12回払）

団 体 契 約 者

茨城県市町村職員共済組合

申 込 締 切 日

令和7年6月20日(金)

茨城県市町村職員共済組合

取扱代理店 茨城シー・ティー・ヴィー・サービス

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

ご自身が介護状態になったときに、 家族に負担をかけないための備えは足りていますか？

現役世代の自身の介護が今、増えています。

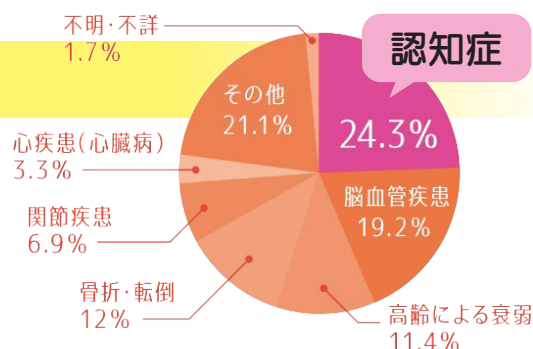


介護といえば高齢者をイメージする方が多いかもしれませんが、意外と40代で介護が必要となる場合も少なくありません。

公的介護保険は、40～64歳は特定疾病が原因の時しか給付を受けられません。

働き盛り世代に増えている認知症

認知症は介護が必要になる“原因1位”です。
新型コロナによる外部環境との交流域で、働き盛り世代の認知症の発症進行が増加・加速傾向にあると言われています。



備えるのに早すぎることはありません。 親御さまの介護生活、支えられますか？

介護が必要になる原因は誰にでも起こり得るものです。



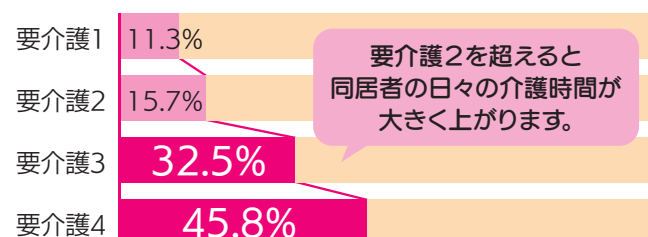
親御さまの介護を考える時、認知症についても視野に入れることが求められます。

認知症の介護は肉体的にも精神的にも負担が大きいので、早めの備えが重要です

もし親御さまが要介護になったら

ご自身の時間をどれくらい介護にかけられますか？

▼要介護度別の同居の主な介護時間



親御さまの介護のために介護離職をすることで、心身の負担は減らせますが、収入源がなくなることや自分自身のための時間がなくなるというデメリットがあります。

出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

自分が介護生活になってしまった場合の家族の負担

実際に介護を体験された方の多くが、自分や家族にかかる負担は想像以上と回答しています。

*1 出典:厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」/2019年

*2 生命保険文化センター「生活保障に関する調査(速報版)」/2022(令和4)年度

要介護者との続柄 *1

- 1位 同居している配偶者
- 2位 同居している子
- 3位 同居している子の配偶者

自分の介護に対する不安の内容 *2

- 1位 家族の肉体的・精神的負担
- 2位 公的介護保険だけでは不十分
- 3位 家族の経済的負担

時間も費用も想像以上に負担が大きい介護 気持ちとお金の備えはできていますか？

介護生活は月々の費用だけではなく初期費用も必要です。家族の生活費に加えてこれらの費用が上乗せされて大丈夫ですか？

初期費用

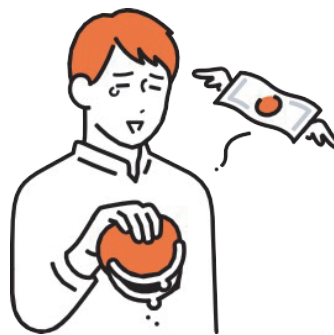
約74万円

月々の平均費用

約8.3万円 × 61ヶ月

介護平均費用 約580万円

※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度



公的介護保険サービスでは安心できる介護生活は難しい。

公的介護保険で利用できる介護サービスは決められていたり、自己負担額(1～3割)も必要となります。

公的介護保険 給付
+ 自己負担(1～3割)

訪問介護

+

デイサービス

自己負担

配食サービス

+

家事代行

ご家族に負担をかけたくない!と思った今、備え始めましょう。

詳しくは、次ページ以降をご覧ください。



特 長

1

P6参照

「ご自身向けプラン」と 「親御さま向けプラン」を準備！

ご自身の介護への備えと親御さまの介護への備えをお選びいただけます。

※両方のプランをお選びいただくこともできます。

※被保険者は、組合員ご本人またはそのご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）で設定いただくことが可能です。

特 長

2

P5参照

要介護2相当*から一時金をお支払いします！

「介護・認知症サポートプラン」は「要介護2相当*」から補償されます。

要介護2

立ち上がりや歩行などが、自力では困難と認められ、排泄、入浴、衣類の着脱などで介助が必要。また、記憶があいまいで定かではないなどの支障をきたすようになったり、他人とのスムーズな会話などが困難と認められる人。

要介護3

立ち上がりや歩行などが、ほとんど、あるいは、まったく自分ではできない。そのために排泄、入浴、衣類の着脱などすべてに介助が必要。また生年月日や自分の名前などがわからなくなる状態にあると判断された人。

※公的介護保険制度における「要介護状態2から5」に該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態（注）が90日を超えて継続した場合に、補償されます。

（注）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

特 長

3

P5参照

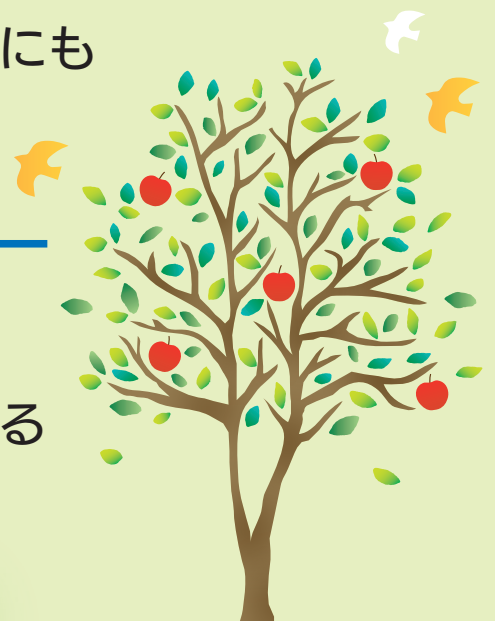
軽度認知障害（MCI）または 認知症と診断確定されたときにも 一時金をお支払いします！

特 長

4

P8-9参照

認知機能低下の予防から 介護までを幅広くサポートする 「SOMPO笑顔倶楽部」を ご利用いただけます！



サポートプラン

補償内容

- 被保険者（組合員ご本人またはご家族）が、公的介護保険制度における要介護2から5に該当する認定を受けた場合、もしくは所定の介護状態（※1）に該当し、所定の期間（※2）を超えて継続した場合に、被保険者（組合員ご本人またはご家族）に一時金をお支払いします。

（※1）損保ジャパンが定める所定の要介護状態をいい、公的介護保険制度とは異なります。

（※2）要介護状態に該当した日からその日を含めて90日

介護一時金（介護一時金支払特約）

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回限りとなります。

①公的保険制度に定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1）

②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

（※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。

（※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

- 軽度認知障害（MCI）または認知症と診断確定されたとき、被保険者（組合員ご本人またはご家族）に一時金をお支払いします。

軽度認知障害等一時金（軽度認知障害等一時金支払特約）

被保険者が、保険期間中に、初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回限りとなります。

認知症一時金（認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用））

被保険者が、保険期間中に、初めて認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回限りとなります。

保険金額と保険料（月払）

●保険期間 1 年 ●団体割引：20% ●払込方法：月払

保険金額	介護一時金	100万円	200万円	300万円
	軽度認知障害等一時金	30万円		
	認知症一時金	100万円		
ご自身向けプラン		H1	H2	H3
親御さま向けプラン ※被保険者を配偶者・子供・兄弟姉妹および同居の親族とする場合を含む		P1	P2	P3
年齢区分 （カッコ内は 生年月日） 〈対象者 （被保険者）の 満年齢〉 （※1）	～39歳 (S60.8.2～)	950円	960円	970円
	40～44歳 (S55.8.2～S60.8.1)	960円	980円	1,000円
	45～49歳 (S50.8.2～S55.8.1)	990円	1,030円	1,080円
	50～54歳 (S45.8.2～S50.8.1)	1,030円	1,120円	1,210円
	55～59歳 (S40.8.2～S45.8.1)	1,520円	1,700円	1,880円
	60～64歳 (S35.8.2～S40.8.1)	2,150円	2,520円	2,880円
	65～69歳 (S30.8.2～S35.8.1)	3,380円	4,010円	4,640円

（※1）保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。

（※2）契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

（※3）新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。

（※4）本保険は介護医療保険料控除の対象になります。（令和7年3月現在）

S O M P O

健康生活サポートサービス

ご加入いただいた皆さまにお電話にて**24時間・365日**気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。介護はもとより**育児**や**法律**、**税務**など幅広くご相談いただけます。



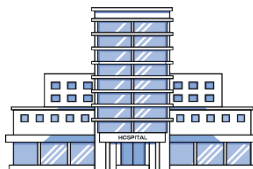
健康・医療 相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。



医療機関情報 提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。



専門医相談 サービス

予約制

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。



人間ドック等検診・ 検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるという注目をされているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送

郵送検査 紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。



介護関連 相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。



法律・税務・年金 相談サービス

予約制

一般的な法律・税務・年金に関するご相談に、弁護士、司法書士、税理士または社労士が電話でお応えします。



メンタルヘルス 相談サービス

臨床心理士等が個別にメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

利用時間

平日： 9:00～22:00
土曜： 10:00～20:00

※日・祝日・年末年始（12/29-1/4）
はお休みとさせていただきます。



メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。





認知機能チェックや認知機能低下の予防サービスを中心に、

●●● SOMPO笑顔倶楽部のサポート機能 ●●●

①知る

無償

基礎知識から認知機能低下の予防に向けた活動まで、充実の情報を提供します。

(一例)

- 認知症の基礎知識
- 認知症の最新情報
- 専門家コラム
- 早期発見・予防に向けた行動紹介 など



➡ MCIや認知症に関する正しい知識の取得、早期発見・備えのための活動を支援します。

②チェックする

無償※

認知機能チェックツールの提供により、認知機能低下の早期発見に寄与します。結果データを蓄積し、経年での変化を追うことが可能です。

※一部有償のサービスがあります。

※認知症の診断ツールではありません。



➡ 長期的にチェックを行えるため、認知機能低下の早期発見につなげることが可能です。

④ケアする

介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア（介護事業）をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。



➡ 介護関連サービスをご紹介します、介護の不安・負担軽減をお手伝いします。

③予防する

あなたに合ったサービスをご提案するツール「サービスナビゲーター」をご利用いただけます。パートナー企業と連携し、早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、幅広いサービスを選択いただけます。



➡ 専門分野に特化したパートナーと連携し、サービス提供を行います。



支える

家族会員としてご家族にもご登録いただくことで、周りの方々にもサポート機能を提供します。



認知症サポート

SOMPO 笑顔倶楽部 会員向け一部サービスのご紹介

施設介護
には



SOMPOケア



全国で約300の介護付きホーム、約130のサービス付き高齢者向け住宅等を運営する「SOMPOケア」では、ご希望のエリアやお身体 の状況等をお伺いし、介護付きホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームなど、お勤めのホームをご案内します。※在宅サービスもご用意しています。

在宅介護
には



しょうくろくぜん
食楽膳



SOMPOケアフーズが提案する在宅介護向けお食事宅配サービスです。食事される方の「噛む」「飲み込む」力に合わせて3つの食形態をご用意しており、一食340円〜ご利用いただけます。

顔倶楽部

介護関連サービスの情報も網羅したプラットフォーム (WEBサービス) です。



国の介護保険はあるけど、施設に入居することになったらいくらくらいかかる？
どのくらいのお金を準備したらいいの？

SOMPOケア社が運営する介護付ホーム
「そんぽの家」の利用料シミュレーションが可能です！

ご利用になりたい施設が所在する
都道府県と、利用したい期間を選
択してクリック！

在宅介護をした場合の自己負担額も
併せて表示されます。

▲介護施設の利用料シミュレーション



認知機能チェック で定期的なチェックを！

楽しみながら10の問題に答
えていくとご自身の認知機能
スコアが確認できます。定期
的にチェックすることは認知
機能の早期発見と、早期の予
防活動に繋がります。



▲短期記憶の問題：物を覚える ▲判断力の問題：重なる絵を答える



2次元コードにアクセスして、
今すぐ無料で
体験してみませんか？

介護施設の
利用料シミュ
レーション



認知機能
チェック



介護・認知症サポートプランのお申込手続きについて

新規加入の方

◆各所属所共済事務担当者から以下①～③の書類を取り寄せてください。

①加入依頼書 ②告知書 ③口座振替依頼書

◆必要事項を記入・捺印の上、①～③をセットで提出してください。

記載例

加入依頼書

申込日、申込人住所・氏名、被保険者氏名のフリガナは必ず記入します。

被保険者生年月日は必ず記入します。

市町村職員共済組合 介護・認知症サポートプラン 加入依頼書

申込日	令和 7 年 6 月 3 日
TEL (自宅) 029-123-4567 (携帯)	
フリガナ ミツノボウカケーラー	
住所 漢字 水戸市南北町 1-1-1	
氏名 漢字 フリガナ ミツノボウ タロウ	ご署名欄 横保太郎
性別 (男) (女) 生年月日 (昭和(平成)令和) 63 年 5 月 3 日 満年齢 37 歳	
被保険者氏名 漢字 カナ ミツノボウ ハナ子	加入者との関係 本人(ご本人)
性別 (男) (女) 生年月日 (昭和(平成)令和) 63 年 4 月 10 日 満年齢 37 歳	
ご希望の加入プランお一つに○をさせていただき、「保険料」をご記入ください。	
プラン名 加入プラン 月額保険料	
ご自身向けプラン (H1) (H2) (H3)	950
親御さま向けプラン (P1) (P2) (P3)	

証券番号	
保険期間	令和 7 年 8 月 1 日から 令和 8 年 8 月 1 日まで
所属コード	XXX
組合員番号	00000

所属所コード3桁、組合員証番号5桁を記入します。

※被保険者1名につき、加入依頼書1枚が必要です。
ご自身とご家族を被保険者とする場合は、被保険者ごとに加入依頼書をご提出ください。

満年齢は、保険期間の初日現在の満年齢を記入します。

被保険者の方が別紙の「健康状態に関する告知書」を被保険者ご本人自らご記入のうえ、告知者署名欄にご署名ください。

月額保険料を記入します。

告知書

〈1〉について被保険者名・告知日をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

(代理告知の場合)

代理告知の場合には、代理告知をされる方が、被保険者の健康状態等をご確認のうえ、以下をご記入ください。

- ①「被保険者名」欄に被保険者名をご記入ください。
- ②「告知者署名」欄に代理告知をされる方の被保険者との関係をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。
- ③「加入する補償」欄の「介護補償」に○をしてください。

「介護補償」の質問事項について、ご回答ください。

告知書 (団体契約用)		証券番号
告知者 横保太郎		加入者番号
告知日 令和 7 年 6 月 3 日		
告知者住所 水戸市南北町 1-1-1		
告知者氏名 横保太郎		
告知者性別 (男) (女)		
告知者生年月日 (昭和(平成)令和) 63 年 5 月 3 日		
告知者満年齢 37 歳		
告知者職業 会社員		
告知者収入 月 100,000 円		
告知者家族構成 本人、妻、子		
告知者健康状態 良好		
告知者介護状態 介護を受けていない		
告知者認知症状態 認知症ではない		
告知者介護保険 第1号被保険者		
告知者介護保険 第2号被保険者		
告知者介護保険 第3号被保険者		
告知者介護保険 第4号被保険者		
告知者介護保険 第5号被保険者		
告知者介護保険 第6号被保険者		
告知者介護保険 第7号被保険者		
告知者介護保険 第8号被保険者		
告知者介護保険 第9号被保険者		
告知者介護保険 第10号被保険者		
告知者介護保険 第11号被保険者		
告知者介護保険 第12号被保険者		
告知者介護保険 第13号被保険者		
告知者介護保険 第14号被保険者		
告知者介護保険 第15号被保険者		
告知者介護保険 第16号被保険者		
告知者介護保険 第17号被保険者		
告知者介護保険 第18号被保険者		
告知者介護保険 第19号被保険者		
告知者介護保険 第20号被保険者		
告知者介護保険 第21号被保険者		
告知者介護保険 第22号被保険者		
告知者介護保険 第23号被保険者		
告知者介護保険 第24号被保険者		
告知者介護保険 第25号被保険者		
告知者介護保険 第26号被保険者		
告知者介護保険 第27号被保険者		
告知者介護保険 第28号被保険者		
告知者介護保険 第29号被保険者		
告知者介護保険 第30号被保険者		
告知者介護保険 第31号被保険者		
告知者介護保険 第32号被保険者		
告知者介護保険 第33号被保険者		
告知者介護保険 第34号被保険者		
告知者介護保険 第35号被保険者		
告知者介護保険 第36号被保険者		
告知者介護保険 第37号被保険者		
告知者介護保険 第38号被保険者		
告知者介護保険 第39号被保険者		
告知者介護保険 第40号被保険者		
告知者介護保険 第41号被保険者		
告知者介護保険 第42号被保険者		
告知者介護保険 第43号被保険者		
告知者介護保険 第44号被保険者		
告知者介護保険 第45号被保険者		
告知者介護保険 第46号被保険者		
告知者介護保険 第47号被保険者		
告知者介護保険 第48号被保険者		
告知者介護保険 第49号被保険者		
告知者介護保険 第50号被保険者		
告知者介護保険 第51号被保険者		
告知者介護保険 第52号被保険者		
告知者介護保険 第53号被保険者		
告知者介護保険 第54号被保険者		
告知者介護保険 第55号被保険者		
告知者介護保険 第56号被保険者		
告知者介護保険 第57号被保険者		
告知者介護保険 第58号被保険者		
告知者介護保険 第59号被保険者		
告知者介護保険 第60号被保険者		
告知者介護保険 第61号被保険者		
告知者介護保険 第62号被保険者		
告知者介護保険 第63号被保険者		
告知者介護保険 第64号被保険者		
告知者介護保険 第65号被保険者		
告知者介護保険 第66号被保険者		
告知者介護保険 第67号被保険者		
告知者介護保険 第68号被保険者		
告知者介護保険 第69号被保険者		
告知者介護保険 第70号被保険者		
告知者介護保険 第71号被保険者		
告知者介護保険 第72号被保険者		
告知者介護保険 第73号被保険者		
告知者介護保険 第74号被保険者		
告知者介護保険 第75号被保険者		
告知者介護保険 第76号被保険者		
告知者介護保険 第77号被保険者		
告知者介護保険 第78号被保険者		
告知者介護保険 第79号被保険者		
告知者介護保険 第80号被保険者		
告知者介護保険 第81号被保険者		
告知者介護保険 第82号被保険者		
告知者介護保険 第83号被保険者		
告知者介護保険 第84号被保険者		
告知者介護保険 第85号被保険者		
告知者介護保険 第86号被保険者		
告知者介護保険 第87号被保険者		
告知者介護保険 第88号被保険者		
告知者介護保険 第89号被保険者		
告知者介護保険 第90号被保険者		
告知者介護保険 第91号被保険者		
告知者介護保険 第92号被保険者		
告知者介護保険 第93号被保険者		
告知者介護保険 第94号被保険者		
告知者介護保険 第95号被保険者		
告知者介護保険 第96号被保険者		
告知者介護保険 第97号被保険者		
告知者介護保険 第98号被保険者		
告知者介護保険 第99号被保険者		
告知者介護保険 第100号被保険者		

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約、認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）等をセットしたものです。
- 保険契約者：茨城県市町村職員共済組合
- 保険期間：令和7年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和7年6月20日(金)
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：茨城県市町村職員組合の組合員
 - 被保険者：茨城県市町村職員組合の組合員またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。
（新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。）
保険料表に記載のない年齢の方の保険料は、取扱代理店までお問い合わせください。
 - お支払方法：令和7年10月から毎月指定口座から引落としとなります（12回払）。（引落予定日：毎月13日、休日の場合は翌金融機関営業日）
 - お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の各所属所共済組合事務担当者までご提出ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）から令和8年8月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月から毎月指定口座から引落しします。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の各所属所共済組合事務担当者までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1） ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※1）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※2）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの など （次ページに続きます）

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
軽度認知障害等一時金	被保険者が、保険期間中に初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。	（前ページの続きです） （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
認知症一時金	被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合、特約（※）は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 （※）軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）をいいます。	

●介護一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

●軽度認知障害等一時金

（注）初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が軽度認知障害または認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

●認知症一時金

（注）初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用 語	用語の定義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
軽度認知障害	軽度認知障害とは、表1に規定される疾病とし、かつ、表2の診断基準を満たすものをいいます。 表1 対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとします。 アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知障害、プリオン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害 （注）「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。 表2 対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。 ①1以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚—運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること ②毎日の活動において、自立が阻害されていないこと ③その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと ④その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと（例 うつ病、統合失調症） （注）「米国精神医学会編DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

用語のご説明（続き）

用 語	用語の定義																						
認知症	(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。 ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること ②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること (2) (1) の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。 ①器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。 ②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。 表3 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中下記のものとなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th><th>基本分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td><td>F00</td></tr> <tr> <td>血管性認知症</td><td>F01</td></tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td><td>F02.0</td></tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td><td>F02.1</td></tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td><td>F02.2</td></tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td><td>F02.3</td></tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症</td><td>F02.4</td></tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td><td>F02.8</td></tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td><td>F03</td></tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの</td><td>F05.1</td></tr> </tbody> </table> (注)「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

〈介護一時金〉

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

〈軽度認知障害等一時金〉

- 疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。

〈認知症一時金〉

- 疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
* 中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

SOMPO笑顔倶楽部について

※軽度認知障害等一時金・認知症一時金を支払った場合、特約は失効しますが、その後もサービスはご利用いただけます。認知機能回復にお役立てください。

＜SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ＞

【認知症知識・最新情報】

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

【認知機能チェック】

認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

【サービスナビゲーター】

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示します。

【認知機能低下の予防サービスの紹介】

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下予防につながるサービスをご紹介します。（※）

【介護に関するサービスの紹介】

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス（介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等）をご紹介します。（※）

（※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

（注1）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

（注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

（注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

（注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

（注5）写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。

（注6）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注7）本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスに関する注意事項

SOMPO健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話サービスです。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかざります。

（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注5）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

（注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

（注7）応対者の指名はできません。

（注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。

（注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

（注10）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 | ☐ 保険金額 | ☐ 保険期間 |
| ☐ 保険料、保険料払込方法 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと | |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

もう一度
ご確認ください。



3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店** **茨城シー・ティー・ヴィー・サービス**
〒310-0852 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館5F
TEL:029-301-1616 FAX:029-301-1617（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 引受保険会社** **損害保険ジャパン株式会社 茨城支店法人支社**
〒310-0021 水戸市南町2-6-13
TEL:050-3808-8708 FAX:029-221-8047（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）**
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 **0570-022808** 〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**
【事故サポートセンター】 0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも掲載していない商品もあります）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

（SJ25-01377 2025年5月8日）